

愛媛県美術館建物環境衛生管理業務実施基準仕様書

愛媛県美術館建物環境衛生管理業務については、この仕様書に基づいて実施するものとする。

なお、この仕様書は、業務の概要を示すものであるから、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき業務を実施するとともに、この仕様書に示されない事項であっても委託業務の性質上必要があると認められた業務は、これを実施するものとする。

1 業務の内容

業務の内容は、建物環境衛生管理業務とする。

2 作業時間

作業は、原則として9時30分から18時までの間に実施することとし、甲の業務に支障のないよう能率的に作業を実施すること。

また、貯水槽の清掃及びねずみ昆虫等防除業務においては、休館日に行うなど甲と日程調整のうえ、実施すること。

3 作業上の留意事項

作業実施に当たっては、衛生、火気の取締りに特に留意するとともに次の事項について十分注意すること

(1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく業務

- ・建築物環境衛生管理技術者を選任する。(本館及び南館それぞれに選任が必要である。)
- ・次の業務を実施し、実施の都度結果等を報告すること。
- ・ただし、飲料水・雑用水検査については1ヶ月単位で報告すること。

ア 飲料水水質検査(本館・南館)

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則第4条第3項イに掲げる事項
年2回(1回/6ヵ月)

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則第4条第3項ロに掲げる事項
年1回

イ 飲料水 遊離残留塩素検査(本館・南館)

7日以内ごとに1回実施すること。

ウ 雑用水検査(本館)

遊離残留塩素 PH値 臭気 外観 7日以内ごとに1回実施すること。

大腸菌 濁度 2月以内ごとに1回実施すること。

エ 貯水槽の清掃等(本館:2槽式:受水槽11m³)

年1回実施のこと。

清掃時に水質検査を実施すること。

実施報告書に実施写真を添付すること。

オ 空気環境測定(本館14箇所・南館4箇所)

年6回実施:(各測定日に、午前と午後2回測定)すること。

カ ねずみ昆虫等防除業務(本館・南館) 年2回実施

① 生息調査

- ・下記のとおり49箇所(ただし、必要に応じて変更可能)
- ・トラップを仕掛けてから1～2週間後に生息状況を確認
- ・生息調査報告書を実施中の写真を添付し提出すること

② 消毒の実施

- ・生息調査に基づきねずみ等の発生を防止するため必要な薬剤散布等を実施する。
(本館)
- ・調査箇所の他、次の事務室部分及びその他必要な箇所

1F 警備員室～ボランティア控室等の居住部分

2F 清掃員控室～展示案内員控室

3F 事務室・資料室～館長室等の居住部分

- ・ 収蔵庫、展示室への薬剤散布は除外する。
- ・ 本館エントランスの敷石部分は変色のおそれがあるため除外する。
- ・ レストラン内については除外する。

〈南館〉

- ・ 調査箇所その他、事務室部分展示室及びその他必要な箇所

③ 施行報告

- ・ 防除実施後、速やかに施行報告書を提出すること
- ・ 実施箇所(館内図に記載)、使用した薬剤名、散布方法を記載すること
- ・ 実施中の写真を添付すること

○愛媛県美術館ねずみ昆虫等防除業務(本館・南館)生息調査箇所

本館		
BF	1	機械室(1)
	2	機械室(2)
	3	機械室(3)
	4	機械室(4)
	5	機械室(5)
中BF	6	男子トイレ
	7	女子トイレ
1F	8	レストラン入り口
	9	障がい者用トイレ(西)
	10	講堂
	11	男子トイレ(ロビー)
	12	女子トイレ(ロビー)
	13	男子トイレ(南)
	14	女子トイレ(南)
	15	ボランティア室
	16	赤ちゃん休憩室/授乳室
	17	実行委員会控室
	18	警備室
19	ゴミ庫前	
2F	20	女子トイレ(東)
	21	男子トイレ(東)
	22	女子トイレ(西)
	23	男子トイレ(西)
	24	東廊下
	25	展示監視員控室
	26	清掃員控室

本館		
3F	27	男子トイレ
	28	女子トイレ
	29	非常口
	30	事務室給湯所
	31	館長室
	32	名誉館長室
	33	応接室
	34	会議室
	35	救護室

南館		
BF	36	シンク下(階段下)
	37	トイレ
	38	シンク下
中 1F	39	県民アトリエ 1
1F	40	県民アトリエ 2
	41	ふれあいアートセンター
中 1F	42	実技教室
1F	43	男子トイレ
	44	女子トイレ
	45	男子トイレ
2F	46	女子トイレ
	47	男子トイレ
2F	48	女子トイレ
	49	外部傘立て下

4 作業員

- (1) 作業員は、専門知識を有し、効率的に業務が実施できるものを配置すること。
- (2) 作業員は、好感がもたれ、また信頼がおけるよう教養訓練が行われた者を配置すること。

5 その他

- (1) 愛媛県美術館本館は、国宝・重要文化財の展示・公開に係る「公開承認施設」の認定を受けているため、特にカビ・害虫の発生については留意すること。